

技 第 1 3 1 号
建 不 第 2 3 7 号
令 和 2 年 5 月 2 2 日

部 内 各 課 の 長
様
部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和2年5月21日）に伴う
工事及び業務の対応について

このことについて、令和2年5月21日付け事務連絡で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

本県は、引き続き緊急事態措置を実施すべき区域であることから、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月9日付け技第45号、建不第70号）及び「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月22日付け技第77号、建不第115号）に基づき、適切に対応するようお願いいたします。

また、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」^(注1)及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^(注2)において公表されている各業種のガイドラインも参考にするようお願いいたします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

(注1)「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」

<https://www.mlit.go.jp/common/001344424.pdf>

(注2) 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

県土整備部技術管理課

企画調整班 043-223-3235

県土整備部建設・不動産業課

契約・審査班 043-223-3116